

石川県公報

平成 23 年 8 月 19 日
第 1 2 4 1 7 号 (金曜日)
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		入札公告	(情報政策課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) 1	平成23年度クリーニング師試験公告	(薬事衛生課)	4
公 告		大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課)	5
平成22年度災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況の公表	(管 財 課) 2			

告 示

石川県告示第348号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年8月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 上荒屋急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次直線で結んだ線、標柱8号と標柱9号を市道粟津上荒屋線沿いに結んだ線、標柱9号と標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
小松市上荒屋町い2番	1号
” ” ツ9番38	2号
” ” ツ9番40	3号
” 南陽町 1番195	4号
” ” 1番169	5号
” ” 1番169	6号
” 湯上町 口10番4	7号
” ” ろ9番2	8号
” ” は27番	9号

2 下藤又急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次直線で結んだ線及び標柱7号と標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
河北郡津幡町字下藤又 58番	1号
” ” ” 子 63番	2号
” ” ” 子 66番	3号
” ” ” 74番	4号
” ” ” 73番	5号
” ” ” 口118番1	6号
” ” ” 口 93番	7号

3 比良急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次直線で結んだ線、標柱4号から6号までを県道鮭尾比良線及び国道249号沿いに結んだ線、標柱6号と標柱7号及び標柱7号と標柱1号とを順次直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
鳳珠郡穴水町字比良へ39番2	1号
" " " 九3番1	2号
" " " 九4番1	3号
" " " リ31番2	4号
" " " へ30番9	5号
" " " へ90番3	6号
" " " へ27番1	7号

4 黒川急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次直線で結んだ線、標柱19号と標柱20号とを町道2級黒川1号線に沿って結んだ線、標柱20号と標柱21号を直線で結んだ線、標柱21号と標柱1号とを町道2級黒川1号線に沿って結んだ線に囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
鳳珠郡能登町字黒川参四号50番	1号
" " " 八号18番1	2号
" " " 八号18番1	3号
" " " 八号18番1	4号
" " " 八号29番	5号
" " " 八号28番	6号
" " " 八号24番甲	7号
" " " 八号24番甲	8号
" " " 参弐号2番1	9号
" " " 七号7番	10号
" " " 七号5番	11号
" " " 七号4番甲	12号
" " " 参弐号87番	13号
" " " 六号14番甲	14号
" " " 六号12番甲	15号
" " " 参 号77番	16号
" " " 参弐号15番	17号
" " " 参参号25番1	18号
" " " 参参号75番	19号
" " " 参参号66番	20号
" " " 参四号30番1	21号

公 告

平成22年度災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況の公表

財団法人都道府県会館から平成22年度災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年8月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

災 害 共 済 事 業	
分 担 金 そ の 他 収 入	2,538,529,271円
災 害 共 済 金 そ の 他 支 出	1,917,873,330円
期 末 正 味 財 産	4,489,218,609円
機 械 損 害 共 済 事 業	
分 担 金 そ の 他 収 入	1,083,684,997円
災 害 共 済 金 そ の 他 支 出	739,571,444円
期 末 正 味 財 産	416,705,718円

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年8月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量
石川県インターネット接続回線 一式
- (2) 調達件名の特質等
別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、石川県の平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、この業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書(写し)
- ウ 要件確認表

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 平成23年8月19日(金)から同月30日(火)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県企画振興部情報政策課
- エ 提出方法 持参により提出すること。

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成23年9月8日(木)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送にて行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県企画振興部情報政策課
電話 076-225-1322

- (2) 交付期間
平成23年8月19日(金)から同月30日(火)まで(県の休日を除く。)
- (3) 交付時間
午前9時から午後5時まで
- 5 仕様書等に関する質問手続き
仕様書等に関する質問は、簡易な事項に関するものを除き、質問書(別紙-質疑書)により平成23年8月30日(火)午後5時までに4の(1)の場所へ提出すること(FAXもしくは電子メールでも可)。なお、回答は当該照会を行った者にFAXもしくは電子メールにて行うこととし、また、その内容について4の(1)の場所において平成23年9月8日(木)午後5時まで閲覧に供することとする。
- 6 入札の場所及び日時
- (1) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎 5階511会議室
- (2) 日時 平成23年9月9日(金)午後1時30分
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書に記載する金額は、月額料金を記載すること。
- 8 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、6に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 10 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。
- 11 契約書作成の要否
不要
- 12 入札保証金及び契約保証金
石川県財務規則第136条第3号の規定により免除

平成23年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成23年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成23年8月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 試験の日時
平成23年11月4日(金)午後1時から
- 2 試験の場所
金沢市諸江町中丁467番地2
石川県クリーニング会館
- 3 出願に関する書類の受付期間
平成23年9月15日(木)から同月29日(木)まで
(郵送の場合は、当該期間内の消印があるものを受け付ける。)
- 4 出願に関する書類の提出先

県内に居住する者

金沢市以外の地域 住所地を管轄する県保健福祉センター

金沢市内 石川県健康福祉部薬事衛生課

県外に居住する者 石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細については、石川県健康福祉部薬事衛生課へ問い合わせること。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成23年8月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミシング小松店、V・drug 中部薬品小松沖町店

小松市沖周辺土地区画整理事業施行地区内7街区1ほか13筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社アミシング 代表取締役 西江 整

金沢市近岡町555番地

中部薬品株式会社 代表取締役社長 山口 眞里

岐阜県多治見市高根町4丁目29番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社アミシング 代表取締役 西江 整

金沢市近岡町555番地

中部薬品株式会社 代表取締役社長 山口 眞里

岐阜県多治見市高根町4丁目29番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年4月11日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,580平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

80台

(2) 駐輪場の収容台数

46台

(3) 荷さばき施設の面積

122平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

7立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後9時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後10時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後10時まで(一部は、午前10時から午後9時まで)
- 7 届出年月日
平成23年8月10日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
- 9 届出等の縦覧期間
平成23年8月19日から同年12月19日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成23年12月19日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課